

農業後継者経営発展事業実施要領

第1 趣旨

農業において担い手の高齢化や減少が課題となっている中で、農業の持続的発展に向けて、地域農業を支えてきた認定農業者等の後継者や地域農業推進リーダー的役割を担う青年農業士など、次世代を担う若手農業後継者の育成・確保は喫緊の課題となっている。今後の兵庫県農業を担っていく意欲的な若手農業後継者の農業経営の更なる発展に向けて、規模拡大や生産性向上、効率的かつ安定的な農業経営の実現等への取組みに支援を行う。

第2 事業内容

1 事業内容及び対象者

[表1]

事業内容	対象者	補助率
<p>1 親元新規就農者早期経営安定支援 (別記1)</p> <p>親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。</p> <p>※農業後継者地域リーダー育成事業(H30～R2)実施者は対象外</p>	<p>以下の全てを満たす者</p> <p>①親元就農(3親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者</p> <p>②認定農業者、認定新規就農者、認定農業者の経営主との共同申請者または経営の構成員に位置付けられている者(但し、構成員は年間農業従事日数150日以上とする)、または地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者</p> <p>③国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金)を申請しない者</p>	<p>定額</p> <p>(上限 1,500 千円)</p>
<p>2 若手農業後継者経営安定化促進支援 (別記2)</p> <p>地域農業の担い手として営農に取り組む若手農業後継者に対し、経営の規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を支援することにより、地域で活躍する若手農業後継者の経営の安定と確立を図る。</p>	<p>以下の全てを満たす者</p> <p>①地域の農業青年クラブ等に積極的に参画するなど、地域活動を実践している者</p> <p>②申請時の年齢が50歳未満の認定農業者 (兵庫県青年農業士を除く)</p>	<p>1/2 以内</p> <p>(上限 1,000 千円)</p>
<p>3 青年農業士経営発展支援 (別記3)</p> <p>地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展につながる整備を支援することにより、規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。</p>	<p>兵庫県青年農業士</p>	<p>1/2 以内</p> <p>(上限 3,000 千円)</p>

施設	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸施設（パイプハウス等） ・園芸施設の附帯設備 ・果樹棚 ・その他必要と認められる施設（出荷調製作業施設等） <ul style="list-style-type: none"> * 中古設備（修繕）可 * 修理、撤去等含む
農業用機械	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営に必要な農業用機械 ・農業用トラック <p>以上については、* 中古機械（修繕）可 * アタッチメントのみ可</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の購入及び増頭に要する経費 ・果樹の優良品目・品種への改植や新植に要する経費（深耕・整地費、土壌改良資材、苗木代、植栽費等の経費） ・その他必要な資材

第3 事業実施等の手続

別記1、別記2及び別記3の事業を実施する者は、当該別記1、別記2及び別記3に定める事務手続により事業を実施する。

第4 事業の推進指導

- 1 農業改良普及センターは、事業利用希望者から相談があった場合は、事業計画の作成等の支援を行う。
- 2 本事業の実施に当たって、各地域農業後継者育成対策協議会の関係機関は互いに連携し、支援の対象となった若手農業後継者が地域の中心となる農業経営者として経営発展につながるよう、支援するものとする。

第5 助成措置

- 1 公益社団法人ひょうご農林機構は予算の範囲において、事業の実施に要する経費に対して補助を行う。
- 2 別記2及び別記3の事業実施にあたっては、予算の制約等によってその全てについて配分することが困難な場合には、別表(配分基準表)の優先順位に基づき配分する。

第6 資金の返還

- 1 事業実施者のうち、以下の者は資金を返還するものとする。
 - (1) 事業実施後3年以内に離農した者
 - (2) ①別記1の7の(6)に基づく状況報告(様式第10号)を提出しなかった者
 - ②別記2の7の(5)に基づく状況報告(様式第9号)を提出しなかった者
 - ③別記3の7の(5)に基づく状況報告(様式第9号)を提出しなかった者
- 2 返還手続については、別途定める。

第7 農業共済等の活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、「園芸施設共済」や「農業経営収入保険」等への加入に努めるものとする。

第8 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、公益社団法人ひょうご農林機構理事長が別に定める。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記1)

親元新規就農者早期経営安定支援

1 目的

親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。

2 対象者

(1) 以下の全てを満たす者

①親元就農(3親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者

②認定農業者、または認定新規就農者、または認定農業者の経営主(親等)との共同申請または経営の構成員(年間農業従事日が150日以上)に位置付けられている者、または地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者

③国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金)を申請しない者

(2) 但し、同一経営体から申請できるのは1回限りとする。

3 事業内容

就農開始と経営の早期安定に必要な農業用機械・施設等の整備(第2の2表2)

4 補助対象経費

(1) 3で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費(実施設計費、設置費、運送費含む。)とする。

(2) 消費税は対象外とする。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

5 補助率等

事業実施に係る経費について、定額補助(上限1,500千円、千円未満切り捨て)を行うものとする。

6 事業申請等の手続き

(1) 農業協同組合は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)と協議の上、申請者の選定を行う。

(2) 申請者は、事業計画書(様式第1号)を所管の農業協同組合に申請する。

(3) 申請者が認定農業者または認定新規就農者でない場合、地域協議会は関係書類を確認の上、承認書(参考様式)を作成し添付する。

(4) 農業協同組合は管内の事業計画書を取りまとめ、兵庫県農業協同組合中央会(以下JA兵庫中央会という。)へ進達する。

(5) JA兵庫中央会は別に定める審査会を設置し、事業承認について審査を行い、その結果を公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」という。)へ通知する。

(6) 機構は審査会の結果を受け、事業承認を決定し、JA兵庫中央会及び農業協同組合を経由して申請者に通知する(様式第2号)。

(7) 事業内容の変更は、原則不可とする。但し、災害等やむを得ない事情が生じた場合は、6の(1)から(6)までの手続きに準じて行うものとする。

ア 事業の中止、廃止(様式第3号)

イ 事業内容・事業費の変更(様式第5号)

7 事業の完了及び完了後の手続き

- (1) 本事業は、6の(6)により承認を受けた年度において事業を完了する。
- (2) 事業実施者は、実績報告書（様式第7号）及び資金請求書（様式第8号）を事業完了後1か月以内（当該年度の3月末まで）に、所管の農業協同組合に提出する。
- (3) 農業協同組合は実績報告書と併せて資金請求書を取りまとめ、J A兵庫中央会を通じて機構へ資金の請求を行う（様式第9号）。
- (4) 機構は請求に基づき、農業協同組合へ資金の交付を行う。
- (5) 農業協同組合は事業実施者に対し資金の交付を行う。
- (6) 事業実施者は、経営改善計画の達成状況について状況報告書（様式第10号）を事業実施翌年度から3年間、毎年6月末までに、農業協同組合及びJ A兵庫中央会を経由して機構に提出する。

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）計画書

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様
(農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由)

[申請者] 氏名
(生年月日：S・H 年 月 日 歳)
住所：〒
TEL(携帯電話)：
FAX：
E-Mail：

農業後継者経営発展事業実施要領別記1の6に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 就農日 H・R 年 月 日
- 認定農業者 [農業経営改善計画認定 年 月 (認定見込 月)]
 - 認定新規就農者 [青年等就農計画認定 年 月 日 (認定見込 月)]
 - 認定農業者(共同申請) [農業経営改善計画認定 年 月 (認定見込 月)]
 - 認定農業者(構成員に位置づけ)[// 年 月 (認定見込 月)]
 - 地域協議会会長が認めた者[当事業経営改善計画書承認 (年 月 日)]
- ※認定見込で申請した者は、資金請求時までには認定書の写しをひょうご農林機構に提出するものとする。

2 就農地及び続柄

就農地	
経営主	氏名： 本人との続柄：
※法人名	

※就農先が法人である場合はその名称を記入し、申請者が法人の役員であることが記載された定款等を添付すること。
※当事業交付金の支払は、申請者個人名義の口座であるが、上記の場合は法人名義の口座も可とする。

3 経営類型 _____

4 経営改善の概要 (現状、目標、改善内容を記入) 単位：円

実施予定時期	内容	必要経費 (消費税込)
	計	

※当事業で導入する全てのものを記載すること。

5 事業内容

本人または本人が属する経営体の経営者は、消費税の課税事業者消費税の免税事業者である。(どちらかにを記入してください)

単位：円

事業内容 (施設、機械等)	事業量 (面積、台数等)	事業費 (消費税込)	単位：円	
			ひょうご農 林機構の交 付金	自己資金・ その他 ()
		合計		

※当事業で導入する全てのものを項目別に記載し、合計金額を記載すること。

※消費税は事業対象外。但し、消費税の免税事業者は、消費税は対象とする。

6 国の事業の実施状況

該当するものにを記入

- 新規就農者育成総合対策(経営発展支援)を申請している。(令和 年度)
- 新規就農者育成総合対策(経営発展支援)に採択されている。(令和 年度)
- 経営継承・発展等支援事業を申請している。(令和 年度)
- 経営継承・発展等支援事業に採択されている。(令和 年度)
- 新規就農者育成総合対策(経営発展支援)及び 経営継承・発展等支援事業を申請していない。
- 新規就農者育成総合対策(経営開始資金)は申請しない。(申請する者は事業対象外)

7 留意事項

該当するものにを記入

- 農業後継者経営発展事業実施要領、別記 1 を理解している。
- 当事業を実施した場合、別記 1 の 7(6)にあるとおり、事業実施翌年度から 3 年間、毎年 6 月末までに状況報告書(様式第 10 号)と確定申告書等の写しを農業協同組合及び J A 兵庫中央会を經由して機構に提出することに同意する。
- 上記書類を期限までに提出しない場合は、資金を返還することを理解している。

【 添付書類 】

- 1 見積書(有効期限を明記したもの)の写し
- 2 認定農業者、認定新規就農者については、それぞれ経営改善計画書と認定書又は青年等就農計画書と認定書の写しを添付すること。
認定見込者については、計画認定申請書(案)を添付し、資金請求時に認定書の写しを添付すること。
- 3 上記 2 以外の者(地域協議会会長が認めた者)は、追加様式 1 号と、地域協議会長の承認書(参考様式)を添付すること。
- 4 農業法人等については、申請者が法人の役員であることが記載された定款等を添付すること。

(追加様式1号)

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）経営改善計画書

令和 年 月 日

[申請者]氏名<名称・代表者>

(生年月日 年 月 日 (歳))

農業経営改善計画					
就農地	(市町名)		農業経営開始日	年 月 日	
目標とする営農類型					
経営改善の方向の概要	(おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標)				
		現 状		目 標 (年)	
	年間農業所得	万円		万円	
	年間労働時間	時間		時間	
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名	現 状		目 標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	経営面積合計				
	区分	地目	所在地	現 状	目 標 (年)
	所有地				
	借入地				
	作業受託	作目	作業	現 状	目 標 (年)
		単純計			
		換算計			
農畜産物の加工・販売 その他の関連・付帯事業	事業名	内容	現 状	目 標 (年)	
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数			
		現 状		目 標 (年)	

経営管理に関する目標	(簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標)						
農業従事の態様等に関する目標	(休日制の導入、ヘルパー制度の活用による労働負担の軽減等について) (家族経営協定を締結している場合は、家族間の役割分担等を記載)						
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費	資金名等
				年 月		千円	
農業経営の構成	氏名 (法人の場合は 役員の氏名)	年齢	代表者との 続柄	現 状		見 通 し	
			(代表者)	担当業務	年間農業従 事日数(日)	担当業務	年間農業従 事日数(日)
雇 用 者	常時雇(年間)		実人数	現 状		人	見 通 し
	臨時雇(年間)		実人数	現 状		人	見 通 し
			延べ人数	現 状		人	見 通 し
						人	

(備考)

① 「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択する。

○単一経営（農産物販売金額 1 位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の 80%以上を占める場合）の営農類型

〔 水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、
施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏 〕

○複合経営（農産物販売金額 1 位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の 80%に満たない場合）の営農類型

〔 水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、
施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏） 〕

○上記に該当しない場合は、「その他(〇〇)」として記載する。

例 1：その他(きのこ菌床栽培) 例 2：その他(施設野菜＋露地野菜)

② 「農業経営の構成」年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

(様式第 2 号)

第 号
令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）承認通知

申請者 様
(農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由)

(公社)ひょうご農林機構 理事長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった標記事業について、下記のとおり承認
します。

記

承認した経営改善の内容および交付予定金額

単位：円

事業実施 予定時期	内 容	事業費 (消費税込)	承認額 [交付予定額]
計			

事業実施後の留意点（詳細は事業実施要領等を参照）

- 1 事業実施者は事業完了後 1 か月以内に「実績報告書(様式第 7 号)」及び「資金請求書(様式第 8 号)」を所管の農業協同組合に提出すること
- 2 「実績報告書」は、事業実施者宛の領収書等の写し(全ての資金の使途がわかるもの)と写真等(全ての事業内容がわかるもの(車台番号を含む))を添付すること
- 3 事業実施翌年度から 3 年間「状況報告書(様式第 10 号)」を提出すること
- 4 助成金の返還について
3 の「状況報告書」を提出しなかった者
事業実施後 3 年以内に離農した者

(様式第3号)

令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）
廃止（中止）承認申請書

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様
(農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由)

[申請者] 氏名

(生年月日： 年 月 日 歳)

住所：

TEL：

E-Mail：

令和 年 月 日付けで承認のあった標記事業について、下記のとおり廃止（中止）したいので、承認願いたく申請します。

記

1 廃止（中止）の理由

2 廃止予定時期 令和 年 月 日
中止予定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
再開予定時期 令和 年 月 日

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）
廃止（中止）承認通知

申請者 様
（農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由）

(公社)ひょうご農林機構 理事長 印

令和 年 月 日付けで廃止(中止)申請のあった標記事業について、申請
のとおり承認しましたので通知します。

(様式第5号)

令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）変更承認申請

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様
(農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由)

[申請者] 氏名

(生年月日： 年 月 日 歳)

住所：

TEL：

E-Mail：

令和 年 月 日付けで承認のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

事業費の変更 事業内容の変更

単位：円

既承認内容			変更内容		
実施時期	内容	事業費 (消費税込)	実施時期	内容	事業費 (消費税込)
年月			年月		
事業費計			事業費計		
交付予定額			交付予定額		

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）
変更承認通知

申請者 様
（農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由）

（公社）ひょうご農林機構 理事長 印

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった標記事業について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

<変更承認内容>

単位：円

既承認内容			変更内容		
内容	事業費 (消費税込)	交付予定額	内容	事業費 (消費税込)	交付予定額
計			計		

(様式第7号)

令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）実績報告書

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様
(農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由)

氏名

(生年月日： 年 月 日 歳)

住所：

TEL：

FAX：

E-Mail：

標記事業について、下記のとおり報告します。

記

経営改善の実施時期、改善内容と期待される効果及び必要経費

単位：円

実施時期	内 容	
	〈改善内容と効果〉	
	〈事業内容〉	〈経費〉(消費税込)
計	〈承認額〉	

【 添付書類 】

- 1 事業実施者宛の領収書等の写し(全ての資金の用途がわかるもの)
- 2 写真等(全ての事業内容がわかるもの (車台番号を含む))

(様式第8号)

令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）資金請求書

〇〇農業協同組合代表理事組合長 様

氏名
(生年月日： 年 月 日 歳) 印
住所：
TEL：
FAX：
E-Mail：

令和 年 月 日付けで承認のあった標記事業について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 〃 _____ 円 (千円未満切捨て)

(振込先)

振込指定金融機関名	種別	口座番号	口座名義
本店・支店・支所 (出張所)	普通 当座		(ふりがな)

※振込先は、事業申請者名義の口座とする。
事業申請者が法人の役員である場合は、法人名義の口座も可能。

(様式第9号)

令和 年 月 日

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）資金請求書

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様
(兵庫県農業協同組合中央会経由)

〇〇農業協同組合 代表理事組合長 印

令和 年 月 日付けで承認のあった標記事業について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

請求金額 ￥ _____ 円 (千円未満切捨て)

(振込先)

振込指定金融機関名	種別	口座番号	口座名義
本店・支店・支所 (出張所)	普通 当座		(ふりがな)

(請求金額の内訳)

単位：円

	申請者氏名	交付額	備考
1			別添請求書(様式第8号)写し のとおり
2			
3			
	計		

農業後継者経営発展事業（親元新規就農者早期経営安定支援）状況報告書

(公社)ひょうご農林機構 理事長 様
(農業協同組合及び兵庫県農業協同組合中央会経由)

氏名
(生年月日：S・H 年 月 日 歳)
住所：〒
TEL(携帯電話)：
E-Mail：

標記事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業採択年度 令和 年度
2 報告年度 令和 年度 (年目)

- 3 実施事業内容 単位：円

事業実施年月	内 容	事業費 (消費税込)
令和 年 月		
	計	

- 4 営農概要 (本人の営農年数 年目) 作付面積(a)・飼養頭数等

作物・部門名	事業実施前年度 (R 年)	目 標 (経営改善計画)	現在の状況 (R 年 月)
計			

- 5 事業効果の確認
年間農業所得を確認するため、確定申告書等の写しを添付すること

- 6 事業成果 (事業実施による成果、改善された経営内容等)

--

(参考様式)

承認書

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 様

〇〇地域農業後継者育成対策協議会

会長 印

次の者は農業後継者経営発展事業実施要領別記1の2に該当し、当該事業の支援対象者にふさわしいと考えますので、下記のとおり意見を付して承認します。

記

1 申請者 住所

氏名

(年 月 日生 (歳))

2 意見